

令和 8 年 3 月
防 衛 省

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について
(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する
法律の一部改正関係)

1 改正の趣旨

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 5 9 号) の施行に伴い、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を制定する。

2 改正の概要

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の題名の改正等に伴い、同法の特例に関する手続を規定した自衛隊法施行規則第 8 8 条の 1 5 及び別表第 2 4 の規定中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

3 施行期日

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (令和 8 年 4 月 1 日)